



# 永代供養制度【祭祀承継委託制度】

## 祭祀承継委託制度とは……

近年少子化問題等子供の数が減少傾向にあります。様々なご事情から承継者のいない方が増えてきている今、お墓事情もその時代の変化に対応していかなければなりません。そんな時代だからこそ大宮霊園では、皆様のご要望にお応えして、本制度の受付をはじめることになりました。本制度は、将来の承継者や祭祀供養に不安を感じている方のために、大宮霊園が末永くご供養、墓所管理を執行しお約束する制度です。『全ての方に心の安心と平安を育む』大宮霊園の願いであり、そして、使命であると考えます。



## 祭祀承継委託制度は次のような皆様に安心をお届けします。

- 将来の承継者不在で墓守りや祭祀に不安をお持ちの方。
- 承継者はいらっしゃるが、様々なご事情でお墓の相続に不安をお持ちの方。

そのような皆様にも安心して  
お好みのお墓を建てる  
ことができる制度が  
「祭祀承継委託制度」です。

私たちの  
建てたお墓を  
しっかりサポート。  
将来も安心です。

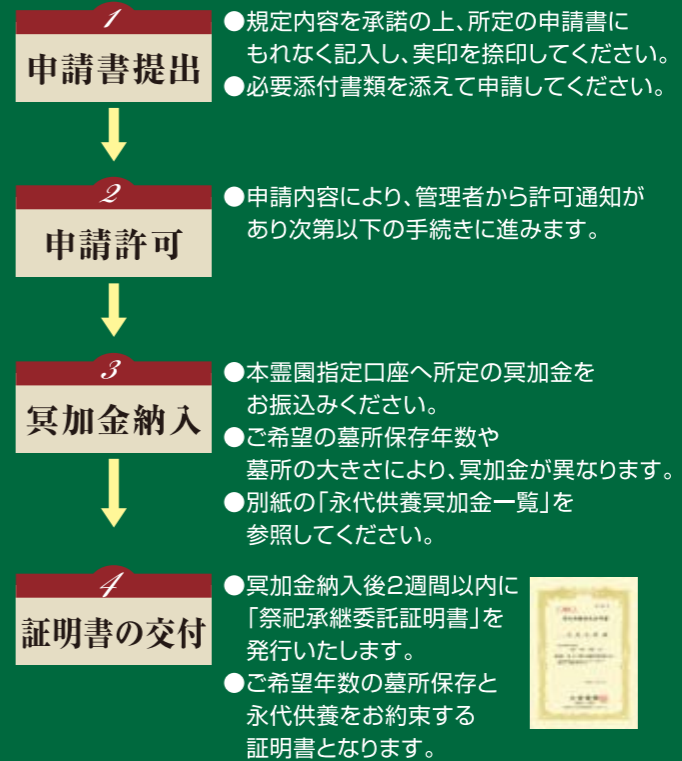


墓所保存期間は  
ご希望の年数が選べます。  
証明書が発行されます  
ので安心です。  
詳しくは管理事務所  
におたずねください。



## 永代供養申請手続きの流れ

生前において本制度をご希望の方は、  
以下の手続きにより申請できます。



- ※ 単身者及びご夫婦（兄弟、親子を含む）でも申請ができます。
- ※ 納骨の際は、納骨立会人（近親者等）に立会いをしていただきます。
- ※ 申請期間中の墓所清掃・献花及び、祭祀供養（年2回：祥月命日とお盆）を管理者により執り行います。
- ※ 申請期間が経過しましたら、使用墓所を現況に復し、ご遺骨は合祀墓へ合祀いたします。
- ※ 管理者が永代に渡り追悼供養をいたしますので、安心してお任せください。

■ 大宮霊園概要  
 ● 所在地／埼玉県さいたま市見沼区東宮下3丁目159-3 ● 総面積／5,381㎡ ● 墓域面積／1,812.51㎡ ● 総区画数／1,393区画 ● 施設／管理棟、休憩所、法要施設、駐車場、水場、モニュメント ● 経営主体／宗教法人 光照寺 ● 経営許可番号／指令保保所環収第10233号